

Title	基督教義と羅馬法理（下）-聖トマスの徴利論研究の中-
Sub Title	
Author	打村, 鉦三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.6 (1923. 6) ,p.916(94)- 931(109)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230601-0094

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

基督教義と羅馬法理(下)

— 聖トマスの微利論研究の中 —

打村 鑛 三

五

既に教會の禁止令が俗生活を規律する法である限り、これは實生活より進んでも遅れても不可である。かくて禁止論の論調が、不知下識の間に教條聖訓的根拠を離れて行つたことは、寧ろ法の當然の歩みであつた。

禁止令の論據が移つて實際交換上の正義論に變じた以上、假令微利は凡ゆる場合に禁止せられたといふも猶他人に貸與した金額以上に要求することが不正であると同様、貸主に迷惑をかけることも決して公正であると云ふわけはない。Thomas の usura 論は茲に彼の *damnum*

emergens 論となる。そして利子徴收の道は、漸く開かれるのである。

羅馬法に従へば、契約當事者の一方が、己の義務を履行しなかつた爲に、他の一方の契約當事者に損害を及した時には、彼は約定せられた行爲を履行し、若しくはその對價を支拂ふべきは勿論、外に彼の責に歸せらるべき凡ゆる損害に對して賠償すること、即ち相手方の現在の地位と、契約が履行せられた時に、あつたであらう地位との間の相違 (*id quod interest*) を、賠償するものが強制せられてあつた。(Codex, VII. 47; Sohn, op. cit. pp. 389-390, p. 402) 而して此 *interesse* の賠償を明かに「現實に受りたる損害」(*damnum emergens*) と、「失はれたる豫定利益」(*lucrum cessans*) の二者に分けたのは、十三世紀に溯つて *Accuracius* (1220-1260) であるといふ。而してこの問題は、利子禁止論と關

連して盛に論ぜられたのであつた(殊に *damnum emergens* は *interesse* 是認の基礎として) 幾多の教法學者達に論じられたのであるが、(註)の問題に決定的論斷を與えたのは、吾が Thomas Aquinas である。

(註一九)「*interesse* といふ觀念は、中世法學者、神學者等の好んで探究論争したものであるが、其定義は確實に下されなかつた。*Accuracius* は *interesse* の一般的定義を下すべくなく唯、*damnum emergens* と *lucrum cessans* とを包含するものなりと云ひ、有名な *Bartholus* は *interesse* とは *estimatio damni et lucri* を云ふのみならず *damnum, incurram* それ自身をいふと云つた。併しこの觀念は明確でない。併しカノーニストの間に *interesse* の賠償と云ふことが或程度容認されたことは事實であつて、*Raimund de Pennaforte* もこの事を明言した上、*evitatio damni*(損害豫約のための契約上の留保を認めて居る。而して *damnum* の觀念を出来るだけ擴大すると同時に、*lucrum* は如何に取扱ふべきかの問題を生じて來た。この二者は利子論とは無關係に初めから分れて居た)が、結局 *interesse* といふ觀念には、利子は含まれてないといふ論斷が引き出されて、高利は *interesse*

se の面被の下に行はれるものになつた。」(Eademann, Studien in der romanischen-Kanonistischen Wirtschaft- und-Rechtslehre, Bd. I, Berlin, 1874, Bd. II, 1883, Bd. II, SS. 243, 247)

(註二〇)「*damnum emergens* は禁止論から解放されて許されてゐた。何人も自己の財産を犠牲にして憐人を救ふ義務がない」(Eademann, Studien, Bd. II, S. 273) 「不能も貧困も *damnum* の賠償から免れる理由にはならなかつた。消費貸借に就て元本返還請求は許さるべきである。併し當時の嚴格な立證主義の下では、損害の存在、損害を不履行との因果關係を證明することは極めて困難であり、其額の證明に至つては更に困難であつた。夫れで債權者は金を貸すとき、嚴重な約束で、殊に債權者の危険に於て金錢を受領する明示の意思表示をなさしめたりして、利子禁止の抵觸から免れやうとした。」(Ibid., S. 275) 「*Seccia* は更にこれを擴張して *interesse* に就て請求權の當否は一に裁判官の認定によるもの主張し、*interesse damni emergentis* と *interesse lucri cessantis* との區別をしなかつた。従つて *damnum* に就ても必しも當然契約に従つて定められた額だけの請求が出来るといふことはなくなつた。」(Ibid., S. 275) 而してカノーニストの間に於ては、羅馬法の利子自由論は通用しなかつたと云ふものゝ、債權の性質が利息を生ずるに適當する場合、即ち主とし

て金銀債權の場合には、遅延利子を取ることは絶えず許されてゐた。其の法理はローマ法によるものが多いが (usura more) カノン法はカノン法の理論を推して、遅延利息は科罰 (punitioe) 又は報酬 (recompentative) として、決して利子ではなく寧ろ interesse quodam damni emergentis S. Iuri Cessantis であるから許さるべきであると云つた。そして非常に制限されては居たが、Lex quodam equitate として正常とせられ、一六〇〇年頃には、當時の Reichsabschied も宣言して居るごとく、債權者が種々の事情から高い interesse を請求するのを禁じ、債權者の權利のミニムムを定めるといふのが通説であつた。(Ibid., S. 276.)

Thomas は曰く「債權者はその有すべき管であつた或ものに就て蒙れる損害の賠償を債務者に要求するも罪に陥らぬ。何となればこは、貨幣の用を賣るのではなくて、損失を避ける爲めであるから。而も借手が貸手の蒙るよりも大なる損害を免れることも得べきが故に、借手はその得たる所のものを以つて貸主に報ゆることが出来やう。」(Summa Theologica, 2a 2ae. v. 78. a.

にこれを異にした。羅馬法の遅滞には債務者の責に歸すべき不履行を要したのみであつたが、カノン法に於ては更に mora inexcusabilis を要した。この觀念をとることによつて債權者は債務者のモラが許すべからざるものであつたことを立證しなければならなかつた。而もそれは中世の厳格な、而して文書による訴訟法に於て、而もむづかしい舉證責任主義の下に於ては容易なことではなかつた。これはカノン法が、例の如く慈善を以て道徳的感情を援用した當然の結果である。」(Eudemann, Studien, Bd. II, S. 257 ff.)

最早、この點まで議論が進んでくれば、その先は無利息期間を極端にまで縮めることも、この遅滞の辨償を貸付契約の當初に於て爲すことも、容易に考え出されるところで、利子は事實上立派に存在することになる。damnum と區別せられた Lucrum の考え方の如き、先づ大いに考えられねばならぬわけであるが、Thomas はやはり之を damnum と區別し、これを否定して居ると考えられる。即ち「貸主は、彼が其

2. ad. I.; v. 62. a. 4) 而も羅馬法は Lucrum の場合は勿論 damnum の請求に關しても「遅滞なければ權利なし」の原則に基いた。斯法は遅滞 (mora) を定義して曰ふに、「遅滞とは債務者の責に歸すべき、若しくは債務の中に加算せらるべき債務不履行を云ふ」と。而して法律上彼等が保證しなかつた履行不能、宥恕すべき錯誤、其他正當の理由ある不履行は遅滞を生じなかつた。而して許さるべき不履行なりや否やは、之を全然事實問題として、其抽象的精査は羅馬人の好まなかつたところである。(Eudemann, Studien Bd. 2. S. 255-256) 而して中世の末に至るまでは、先づ最初に無利息貸借が存在して、その後故意の mora の存在ある場合、はじめて interesse 徴收のことが許されたのである。

貨幣よりして何等の利益をも得ることのないことを理由に、賠償を約することは出来ぬ。蓋し彼の未だ所有せず、幾多の事情によりて所有を妨げらるゝことあるべきものを賣ることは、許されぬところである。」(Summa Theologica, 2a 2ae. q. 78. ad. I.) と云つて居る。而してメンアの六十二問に於ても亦これと略同様なことを述べて、現實に失はれたる損害に對しては、賠償が許さるべきも、假想的、或は可能的に而も甚だ不確實な損害に對しては、豫じめ利子を約することの不法なることを論じて居るのである。

(註二) W. Roscher は Thomas が Lucrum を認めたと考えるやうであるが、果して然るか。余は姑らく之を賛しなすのである。(Tübingen Zeitschrift 1869, 151, 159, 161 高橋教授三田、一五の二〇、六二頁の引用句)。因に Roscher はまたメンアの de usuris を認めるやうである。(W. Roscher, Principles of Political Economy, 2 vols.

Ame. trans. J. J. Labor. 1878. vol. 2. p. 131) 余は茲に
は、これを眞書と認めぬ既に賛して、該書にトマスの説
として見ゆるところのものには、一切論及しなかつた。

けれども、この *lucrum* も亦纏ては認められ
るのであつて、今これを *Endemann* の言葉を借
りて云へば「ユスチニアン以前から *lucrum* の
賠償があつたか、彼の法典によつて初めて許さ
れたかは争のあるところである。教會法學者や、
その他の利子禁止論者の間に於ては、十六世紀
に入つても猶、これは高利なりとして排斥せら
れた。アキノも亦この一人であつたが、彼等金錢
には果實を生せずと做すものには、金錢の貸借
によつて失はれた利益といふものがあり得ない
のは極めて明白且つ自然であつたといへる。然
しこの理論も、遂に實際生活には譲らなければ
ならなかつた。法學者、神學者が *lucrum* を認
めやうとして來たとき、商業殊に手形行爲につ

いて最もその必要の緊急なるものがあつた。十
六世紀の中葉から、一般獨逸に於ても *mora* に
對する理解ができて來、從つて *lucrum* も認め
られて來た。併し素と *damnum* とは異つて、
當然賠償せらるべきものではないと考へられて
居たので、*lucrum* の意味は極めて嚴格に解せ
られた。さうなると、かへつて世人の方では、
lucrum の危険から脱れるために、豫め約束して
賠償を完全にしやうとして來た。而もこの賠償
の問題は、全くルクルム論から引離たれて考へ
られ、從つてかゝる約束なしに、*lucrum* は賠償
を得るやの問題は、尙ほ葬り去られて居ないわ
けであつた。そこで學者は *lucrum cessans* の
定義に腐心した。蓋しこの *damnum* とは違ふ
し、*usura* の論とも合致せしめなければならぬ、
然も「失はれたる利益」といふことを廣く解すれ
ば、凡てのものに賠償を要するわけで、これは

usura と同一になる。於茲 *lucrum* の賠償には、
正當な理由と共にまた一定の制限が必要になつ

て彼等はそれ自身の觀方に到達することを得た
のである。

た。(Studien, Bd. II. S. 276 ff.)「併し結局一面
には *damnum* との區別が不明であり、他面には
damnum 以下のものが、全部 *lucrum* として賠償
せらるゝことも出來ず、この曖昧な論争終つて、
兩者の區別が廢せられ、證明し得る損失は、す
べて賠償を受け得るといふやうになつたのは、
大分後ではあるが、Raphael de Turri の著書に
は、すでにこの曙光を認め得るのである。(ibid.,
S. 240)

六

スコラ哲學は著しい受容同化的性質を持つて
ゐる。この性質からして材料に對する飢求が生
じ、これを所憑として渾然たる綜合を爲すので
ある。勿論これを助長せしめたのは今一つの特
質—調和的傾向—であつて、而もこの綜合に於

て彼等はそれ自身の觀方に到達することを得た
のである。いま Thomas の徵利論を構成する要素は、
(一)アリストテリーの思想、(二)羅馬法理、
而してこれを統ぶるもの、(三)基督教的思想で
あると稱せられる。洵に彼の徵利論を讀むもの
は、等しく而して容易に、この三要素を抽出し
來るであらう。
Thomas は神學者である。教父である。と同
時に彼は哲學者であつた。學究であつた。その
彼が經濟事象に對するとき、一方に於ては主觀
的立場にあり、他方に於ては客觀的立場に立つ。
然もこの關係は不即不離の状態を保つたのであ
る。そして彼が、スコラスティカであることは、
その思想の構成に際して他の權威を求めしめ
た。かくて彼の徵利論にはアリストテリーズが
來、羅馬法が來る。然しこの受容憑據に於て、彼

は必ずしも盲目的ではなかつた。どこまでもその主調となるところは彼自身であり、これらの材料からしては、一の新しいものが生れ來つたのである。(Max Maurenbrecher, Thomas von Aquino's Stellung zur Wirtschaftsleben seiner Zeit, Einleitung 参照)

凡ての教父達の禁止論の出發點をなすところのものは、基督教的神學思想である。而して彼等の議論訓令の基礎となるものは、聖書の章句である。舊約全書について、その禁止論の根據として引かるゝところのものを觀るに、未だ必しも同書中に於て絶対に微利貸借を禁止したと考へ得べきものはない。勿論當時未だ經濟的發達の幼稚な時代にあつた偶々なる個人所有權の早熟的發達は、社會的弊害を齎らすべきものであつたであらう。これに對して債權者はすべて七年目毎にその借手の債務を放釋すべきを命ぜ

られ、(申命記十五章一節以下)又富めるものは無酵麩包の節禮、穡時、收藏の節禮の場合に大饗宴を開いて貧民を恤はさねばならぬとか、其他、利未記二十五章二十三節、同二十五章第八節以下に記されたやうな、幾多の神法的規定が定められて、無告の民の救濟を企てゝゐる。かくて利息に關しても、出埃及記第二十二章第二十五節、利未記第二十五章三十五節以下(24)の如き規定があるが、然もこれとても絶対に利子を禁止したと考へることは難い。たゞ單に貧困者に對する寛大慈惠を勧めたものと觀るべきであらう。申命記第二十三章第十九節が同胞に對する一切の微利行爲を禁じたと觀らるゝにも拘らず、直ちにその次節に於て「他國の人より汝利子を取るもよし」と云つてゐる。之を要するに利息の問題は、舊約に於ては同一民族間の仁慈の問題と關聯して取扱はれて居ると考へられる。

(註二十三)「汝若し汝と共に在る、我が民の貧しき者に金を貸すときは、金貸の如く爲すべからず。又利足を取るべからず。」「汝の兄弟零落れ且つ手懐ひて汝の傍にあらば之を扶助け、之をして旅客又は寄寓者の如くに汝と共にありて生命を保たしむべし。汝の兄弟より利を利息も取るべからず、神を畏るべし、又汝の兄弟として汝と共にありて生命を保たしむべし、汝彼に利を取りて金を貸す可からず、又益を得んとして食物を貸すべからず」

次に新約についてイエス及其の使徒の言説を考察してみる。大工の子彼イエスは確かに貧民の味方であつた。そして基督教はその當初に於て明かに貧民の宗教であつた。有名なラザロとダイスの話に於て、一は唯極貧の偏座であつたとのみで何等の善行ありとは記されてなく他は唯々非常なる富者として寧ろラザロに食を與えたことがあつても、一の非行を爲したりとは記されてない。然るに一方はたゞ貧なるが故に死後アブラハムの懷にいだかれて樂を享け、一はたゞ現世に於て富たるが故に、焦熱地獄にあつ

て主よ主よと呼んで一滴の水を求め、而も遂に與えられなかつたと説かれてある。また馬太傳十九章十六節以下の記載を見よ。若人が永世の爲の善行を問ひたるに對して、イエスの答へたるところのものは、その若人の幼時から守り來つたところのものであつた。そこで若人は云つた。「何の虧けたるところ我にあるか」と。イエス之れに答へて曰へらく「全からむと欲は、爾が所有を售りて貧者に施せ、然らば天に於て財あらむ」と。更にかのヤコブの如きは、火の如き激越なる口吻を以つて富を呪咀してゐる。(24)(25)

(註二四) 雅各書第二章五節以下。
(註二五) かういふ風な基督教徒の言説に社會主義的共產主義的色彩を認めることは難くない。「信者は皆心を一にして意を一にして一人其所有を己がものさいふことになく、凡てこれと共に有てり。其中に一人の窮乏者なりき。その地所を或は家屋をもてるものは、其れを賣りて其賣れし所の價を挈ち來り使徒の足下に置く。之を各の用に從ひて分ち與へしが故なり」使徒行傳第四章三十

二節以下)。初期の教父のうちには、クインタヌス・セプ
チミウス・テルツリアヌスは「凡ゆるものは婦人をのぞい
て吾れ等に共有なり」——テルツリアヌスにして猶、婦
人を所有の目的たりと思つて居たらしい——と呼びユス
チニアヌス、クレメンソロマヌス等また物の共有を讃え
て居、アンブロジウスは「吾人が他の財産を侵略せざる限
り、吾人が力を盡して吾人の物を保管するに、何の不正
かこれ有んや」と云ふに對して「無恥なる哉言や、汝は我
ものといふか。そは何物ぞや。汝はそれを如何なる秘密の
場所よりこの世に齎らせるか。汝がはじめて此世の光に
浴せし時、汝がはじめて母の胎内より出し時、汝は汝と
ともに何物を齎らしたりしや」と叫んで居る。聖クリソ
ストモスも亦激しい言葉を以つて相續による巨富の獲得
や、不勞所得を痛撃してゐる。然もこれ等共產主義的社
會主義的言説も、近代の社會主義、共產主義とは全然そ
の本質を異にしてゐる。その主張その行動に、時に一致
し、時に混淆する傾があつても、畢竟は互に批評の立
場にある。

然しながら本來彼等の望は、現世にあらざし
て來世にあるのである。實に「人は二人の主
事ふること能はず、そはこれを惡みかれを愛し
是を親み彼を疎すべければなり、汝等神と財と

に兼ね事ふること能はず」(馬太傳第六章二十四
節)としたならば、天國に到らん爲には「生命
の爲に何を食ひ何を飲みまた身體に何を衣んど
憂慮こと」(馬太傳第六章二十五節)は勿論愚であ
る。まして當時にあつて猶自足消費を以て經濟
の主要行爲となした時代を遠く隔れぬ時に當つ
て「蠹食ひ銹くさり盜うがち竊むところの地に
財を蓄」(馬太・六章十九)ふる事は明に強慾であ
る。而して如何に天國に入る妨げとなることであ
らう。かの若人といエスの問答の話の如き、如
何にこの世の財に對する執着が、他のものに越
えて、天國に到る障礙となるかを力強く物語つ
て居るものに外ならない。人間の慾望が如何に
捨てがたく、然も、之あつては來世を希ひ得ぬ一
儀を示したものであらう。洵に「この世の思慮と
貨幣の惑、また様々の情慾いり來りて道を蔽ぐ
により終に實を結ば」(馬可傳第四章の十九)ない

のである。かくて「汝曹貧しきものは福なり、
神の國は即ち汝曹の所有なればなり。汝曹いま
餓えたるものは福なり、飽くことを有べければ
なり」(路加・六章二〇節以下)で「汝曹富める
ものは禍なる哉」(同二十四節)となるのである。
素と未來を説き天國の爲に一念他意なきことを
戒むるイエスが、動もすれば現世の浮雲に満足
し、將に來らんとするの日を忘るゝ徒に向つて
説くところは、⁽²⁶⁾自から知るべきである。洵に彼
の教ふるところは公平正當なる現在の享樂では
なくして、寧ろ「己が爲に常に舊ざる財布すな
はち盡きざる財寶を天に備えん」が爲には「爾
の所有を售りて施すべし」となすのである。彼
は正しく要求せよと教えるのではなくて、正し
く失へと云ふのである。かくて新約に謂ふ「汝
等仇を愛し又た善を爲し、何物をも望まずして
貸與へよ、然らば其賞賜は大なり」(同上)云ふも、

畢竟何等物質的現世的の報償を期待せず、善
事仁恵を施せといふ意に外ならぬと解釋する。
勿論基督の立場にあつては、徴利の如き一切の
營利行爲、就中それが時に無告の民に對する迫
害となり、或は不勞にして他人の膏血に逸遊す
る結果を來すごときものは、全然否定せられる。
然もこの路加傳第六章第三十五節の所言は、決
して直接に一の社會事實たる徴利行爲の批評で
はない。

(註二六) 馬太傳第六章二十六節—二十九節。
(註二七) 拉典譯に於て「何物をも望まずして貸し與へ
よ」(mutuum dare, nihil inde sperantes)が改譯には「希
も絶望する、乃至なく(nihil desperantes)」になつて居る。

一宗教の教理、聖訓の上に於ける比喩訓言が、
偶々經濟事象に及んだ文言を以つて、直ちに一
科學の學説を目すると等しき態度を以つてこれ
を觀ることは誤りであらう。基督を目しポーロ
を目し直ちに共產主義者なり社會主義者なりと

做すの早計を誹るものは、同時に唯福音書の章句(馬太傳十三章三節以下、同二十五章十四節以下)を求め來つて「キリスト敎の餘剩價值説」を云々するもの、附會を疑はねばならぬ。筆者を以つてすれば、斯敎は決して共產主義にあらざるにかゝはうす、徹頭徹尾共產主義的である。筆者のかく云ふは、前論者の意が餘剩價值説の論據を基督敎義のうちよりも猶援用し得べとの意味ならば或は然らん。然も素こそは福音書の興り知らざるところであると云ふのである(註二八)

(註二八) 福田教授改訂經濟學研究前編七一頁以下參照
(註二九) トマスが、微利は罪惡でない、何さならば何れも基督の徹を履むことによりて罪を犯すことなしと做すが故である、然るにまば己に就て云ふ「然るに何ぞ我が來るとき本と利とを得んが爲めに、我が金を兌換肆に預けざりしや」と云つて居るといふものに對して、この章句に謂ふ利息は神が吾れ等に求むる精神財の増加を形容したのであると答へて居るのは、(Summa Theologica, Pt. I, p. 146)

照
(註三〇) ユスチニアン法典(Corpus Juris Civilis of Justinian)は四部より成る。即ち教科用典(Institutes)は紀元五三三年十一月二十一日發布、提要或は教科書なると同時にそれ自體效力を有す。會典(Decretals)は五三三年十二月二十六日發布、法學者の断片的議論或は拔萃の輯集で Justinian によつて法たるの效力を與えられたもの、法典(Code)は五三四年十一月十六日發布、第一部分は前代の各皇帝により、一部はユスチニアン自身によつて

Sr. See. q. 78. a. 1) 響る吾が意を得てある。微利貸借の如き基督に於ては、その精神に於て許されぬ。しかし一の社會事象として看するこの事實は、時に無關心にその敎訓の比喩として用ひられるのである。

七

茲に今一つ Thomas の微利論にとり入れられた要素の一に羅馬法理がある。ユスチニアン法典(註三〇)に依つて示めされた羅馬法、この法典こそは、明白に貸金に對する利益を許し、元本と共に利息の支拂を強制すべき方法を備え、人智及國策の最高具象である。(Ashley, op. cit., Pt. I, p. 146)

except. の形に於て發布せられたもの、全部強制力を有する一の完全なる法典である。其他に附律(Novels)一篇之である。(Sohm, Institutes, p. 196 Appendix に詳細を見るべし)

羅馬國及び羅馬法の發達に於ける有史前的時代は、先づ諸王時代と一致する。法律的觀念の生じた當時の羅馬邦國は、實に民族的國家の時代であつた。他の民族と同様に、羅馬人にあつても氏族(Sens)は實にその邦國の發祥せる原始細胞であつた。國家(community)の土地の、共同所有が sens に對してのみ許されたのである。土地の私的所有といふことは、未だ知られなかつた。たゞ動産のみ私的所有を許されて居つたので、之を要するに、人は sens の一員としてのみ生活して居つたのである。(Sohm, op. cit., p. 3639)。ところがやがて土地の私有財産たるものが認められるやうになり、引續き一般の私有財産權の確立を來すやうになつたのは、

實に平民階級(Plebeians)の興起の然らしむるところであつた。(Sohm, op. cit., p. 40 ff.)羅馬に於ける自由所有の原則の、著しく早い勝利は、その都市生活の状態に職由したことが明かである。極く初期から、都市(urbs)は羅馬史の中心をなして居つた。法律的にも政治的にも、實に都市は商業の誕生地であり、商業は自由なる私有財産權を要求する。都市はまた多數を密接なる關係の下に集めることに依つて民族的生活を破壊し、各人に自由の天地をつくる。かくて羅馬法の著しい特徴は、すでにその初期に於て都市的法律であつたことである。勿論それでも、その始めは半農的市民の法律であつたが、共和制最後のところからの、その世界的發展は、バニック戰役の終局と共に、羅馬史上の新紀元を劃するに到つたのである。實にその經濟的發展と關聯して、羅馬私法はその發達の極點に達し

たのである(Sohn. op. cit., p. 48; 尙ほ Goldschmidt, Handbuch des Handelsrechts, Bd. I. 1891 の記述参照)。されば微利貸借の如き、甚だ流行し重利も亦徴收せられて、苛酷を極めたのである(三田・十七卷ノ一及び二、拙稿参照)。十二銅表法に到つて、やうやく何分かの制限を設けたのであるが、決して利子の徴收を禁止したのではない。すなはちその第八表の第十八條に、「金利は一ウンキアラ超過スベカラズ。委シク云ヘバ元金ノ十二分ノ一トス」と。即ちマヌーの大陽曆の十二月月に従つて計算し、年利八分三分の一パーセントとなる。この制限を超過するときは、四倍額の罰金を課するやうに規定せられたのである(Sohn. Institutione. S. 515 参照)。而して同じ銅表法三標の一條より四條に亘つて規定せられた nexum の定めのおき、貸借の方法に嚴重な儀式を規定し、債務の不履行者は之を禁錮

し、奴隸として國外に賣り渡す等、寧ろ財産保護の態度を示して居るのである(Sohn. op. cit. p. 50)。斯くの如くして羅馬法は、その初めより殆んどかの神法的色彩なく、人間の實際生活を最も人間らしい自由を(時に無頓着を)以つて規定し、人間の金錢的欲望をそのまゝに肯定した法律である。かくて羅馬法學に於ても、常に抽象論を嫌つた彼等法學者の好んで取扱つた問題は、債權法上のそれであつた(Sohn. op. cit., pp. 106-107)。然り、羅馬法は完全なる契約の自由と、私有財産制度是認の上に立つ法律であり、飽くまでも人間それ自身を肯定し、——と云ふよりも、寧ろ經濟的衝動による活動を是認して——その實生活を規定しやうとした法律である。

七

斯くの如くにして吾人は、Thomas の微利論

に於て二つの思想を觀るのである。一はこれを是とし、他はこれを非とする。筆者は先に基督教義的禁止論の基礎となる聖典の章句は、社會的批評ではないと云つた、もしこれを社會的批評とするならば、當時その批評の對象となつた社會狀態——自足經濟的社會に於ける消費貸借の社會的弊害——が除かれた曉には、無意味となつて了はねばならぬ。その然らざるところに、その永遠の力が有する。こは正に吾人の生活を貫いて流るゝ、主靈的思想の表現である。然も吾人の生活の他の一面には、主肉的思想——飽くまで人間的な方面がある。Thomas の微利論に於て、吾人はこれが羅馬法理によつて代表せられて居るのを見る。若し夫れその Aristotie 的分子に到つては、之を以て前者思想を強むるに用ひられたものと觀るもよい。然も彼の微利論に於て、Aristotie の經濟論^(註)が利用せられたのは、

たゞその所論を強める目的の爲に過ぎぬ。彼(A氏)の「政治學」^(註)それはその哲學の、個人主義的快樂說的方面^(註)の補正に役立ち、その良國家建設の目的の爲に、著しく人間の營利的方面を否定した、その「政治學」中の所論からは、何もものをも引き出さなかつた。^(註)否、Thomas は他のスコラ哲學者と等しく、著しく Aristotle の影響を受けた。然もそのこれに影響を及した部分は、アラビヤ文化を経たことに於て、一際その色彩を濃くした、ヘレニクな、思想の影響である。實に枯渴したるスコラ哲學は、この影響によつて一生涯を得、人類生活の一に漸く一大轉期を齎したのである。(Windelband, Geschichte der Philosophie. 2. A. 1900 S. 215 ff.; S. 250 ff.)

(註三) A氏の經濟論に就ては三田・二五卷の一、高橋教授の論文に詳かである。

(註三二) 經濟學が哲學と関連して現はれるのは、哲學が常に自然を對象とする以外に出で来るのみならず、人間迄、常に人間のみならず社會にまで及ぶべきに於てのみ、然りである。(Bonar, Philosophy and Political Economy, 1880, p. 11) トマスは經濟論中に表はれる希臘思想も亦 Platon 及び Aristotle の思想である。彼 Platon に於ては、その全哲學と等しく倫理學も亦勿論専ら「善」に就て取扱つて居る。けれども倫理に於て、それは人間意志の内容をなすものこそ考へられた、この道徳的狀態即ち、眞の徳は、何人も「生れながらにして善ならざるが故に」「自然の賦性でもなく、また自由意志の所産でもない。若し然らば何人も好んで悪たらざるが故に、總ての人は有徳となるであらうから。寧ろ既に彼の一般哲學に關して示された如く、實際の場合に於て、教養は道徳的本能の助となる。徳は常に教えられるべしと。そこで教育は彼の倫理論に於て最も重要なものとなるのである。(Bonar, op. cit., p. 11) 而してまた倫理と政治とは、一面に於て「善」はたゞ各人の徳性によつてのみ齎すべく、他面に於て、唯良國家のみ完全なる徳に對する餘地、及びその可能を有するといふことに於て關係せらるゝのである。良國家に於ける道徳的生活こそ、考え得らるべき最高の道徳である。かくて彼の目的とするところは、良國家の建設であつて、彼の國家哲學は全くその教育手段なのである。全

體として幸福なる國家を構成せんが爲めの目的の爲に、これが實際の運用實行にあづかるべき、第一、第二階級が、利己的目的によつて妨げらるゝことなく、その勤務にいそむるやうにする爲に、社會は嚴重な倫理的序列に従つて形成せらるゝべく、その下に於ては實に「我もの」「彼のもの」の別の如き、先づ廢せられねばならぬ。彼の著しい營利行爲否認も實に「之」に職出する。(猶彼の營利行爲對する嫌惡は Republ. II, 371. C.; Laws, XI, 108 D. E.; Ib. XI, 921. C. D.; Ib. V, 742, A; Ib. V, 739; Ib. VIII, 831. C.; Republ. III, 416, 417 其他に見らるべく、これ等の點に關する批評として) Eucken, Die Lebensanschauungen der grossen Denker 1911, S. 42; Davis, the Work of Platon 1872, vol. II, p. XVI 等)。

プラトオとアリストオテリズとの間には幾多の相違を數えることが出来る。けれどもその倫理觀に於ては、全然プラトオと同一の見地にある「人は國家を離れて最も惡に陥りやすい。そして危險な動物である。」「彼等は彼等の道徳的尊嚴を國家に於てのみ實現することが出来ることを考へた。かくて彼も亦余の所謂ヘレニズムの意志的制御者たる希臘哲學者の一である。然も彼の倫理觀の出發點を爲す目的概念の、その究極目的は、幸福である。かくて個人の幸福を以つて個人一切の行爲の至上目的と見、その「政治學」によつてこれに加減を加えて居るとは

云へ、これは決して個人の尊嚴に對する研究、又はその實施に關する主要條件についての研究を以つて出發することを、彼に妨ぐるものではない。(Eudemus, History of Philosophy, p. 103 安倍氏、古代中世哲學史、一二九—一三三頁)

(註三三) Aristotle の倫理學は、實にその主調に於て明かに個人主義的であり、快樂論的——決してマヨクリットの如きものでないまでも——である。洵に彼はその政治學第二卷に於て Platon の國家論を批評するに際し、能く人間性を認めて、彼 Platon の財産共有論を非議してゐる。

(註三四) 三田・十五卷の九・二二頁—二六頁参照。

神にも非ず惡魔にも非ず、昇らんとして昇らず、沈まんとして沈まぬ人間的迷妄は、イーヅン追放以來の、自我の二元的分裂によるものである。有ゆる人の世の悲劇も喜劇も之に起因する。歴史はこれを記載して、この二元の消長を語るものであるが、時に肉が勝ち、時に靈が勝つ。之を歐洲史に觀るに、ヘレニズムとヒブルーンニズムとの闘争である。而してこの闘争は、

何れの一者に對しても、永遠の勝利を許さぬのである。靈肉の合一が、もし可能ならずとするならば、永遠に平和は來らぬであらう。

所謂徴利論にあつても、實にこの二ツの思想が相闘つてゐるのを觀るのであるが、吾が Thores の徴利論に於て、二者は明かに一處に對立せしめられてゐる。而して彼のこの利息論は、遂に教會的利息論崩壞の道を開き、徴利は當然の事實となつた。吾人の經濟學、經濟的常識は之を肯定とする。然も吾人の道徳的感情はこれを否認する。吾人は果して右すべきか、左すべきか。こは必しも經濟學の興り知らぬところではない。この時に際して、文明史家は靈肉合一の傾向を叫ぶ。余はその如何を知らぬ。然も所謂徴利論は、充分に考へらるべき問題である。

正誤 前掲抽稿一二二頁上段「そこで消費物の貸付」云々は「そこでこの理を消費物にも及ぼしめ、その貸付に」の誤。